

**【資料 7—5】 特定建築物環境衛生管理業務仕様書**

# 保全業務特記仕様書

## 1 章 総則

### 1.1 業務概要

#### a. 業務名

神戸大学特定建築物環境衛生管理業務

#### b. 業務場所

六甲台1団地 神戸市灘区六甲台町2-1

六甲台2団地 神戸市灘区六甲台町1-1

鶴甲1団地 神戸市灘区鶴甲1-2-1

鶴甲2団地 神戸市灘区鶴甲3-1-1

名谷団地 神戸市須磨区友が丘7-10-2

深江団地 神戸市東灘区深江南町5丁目1-1

#### c. 業務期日

事業契約書記載のとおり

#### d. この保全業務（以下「業務」という。）の請負者は、国立大学法人神戸大学契約事務取扱規程、この特記仕様書、別冊の文部科学省保全業務標準仕様書（案）（空気調和・給排水衛生設備）（平成6年版）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき業務を履行する。

### 1.2 請負代金の支払

この業務の請負者は、発注者又は検査職員の行う検査に合格したときは、請負代金の支払を請求できる。

請負代金の支払方法は事業契約書のとおりとする。

### 1.3 点検項目

標準仕様書のうち下記の事項欄を適用するほか別記1、2による。

1 編 総則

2 編 空気調和設備 1 章 総則 1 節 一般事項

4 章 冷暖房関連機器 1 節 冷却塔

3 編 給排水衛生設備 1 章 給排水衛生設備 2 節 汚水槽及び雑排水槽

6 編 水質管理 1 章 水質管理 1 節 水質管理

7 編 室内環境 1 章 室内環境 1 節 室内環境測定

## 2章 業務場所の管理等

### 2.1 業務責任者等

業務対象設備に係わる業務責任者は、下記の資格を有するものとする。

.....  
.....  
.....

## 3章 業務の履行

### 3.1 業務の履行の立会い

下記の部分の業務の履行に当たっては、監督職員の立会いを受ける。

.....  
.....

### 3.2 業務の履行の一部完了の報告

下記部分についての業務が完了した時は、速やかに監督職員に報告する。

.....  
.....

### 3.3 業務履行の検査及び検査に伴う試験

監督職員が行う業務の検査及び検査に伴う試験は下記による。

.....  
.....

### 3.4 発生材の処理

発生材は整理して調書を添え、下記により引き渡す。

材 料 名 .....  
引 渡 先 .....  
集積場所 .....  
集積方法 .....

## 4章 業務報告書

### 4.1 業務報告書

業務報告書は、業務完了後に業務報告書、業務記録写真を提出する。

- a. 業務報告書 .....2部.....
- b. 業務記録写真 .....2部.....(汚水槽清掃・点検のみ).....

.....上記報告書は管理学部毎にファイル閉じとする。.....

## 5章 機器・材料

### 5.1 請負者の負担する材料

一般的な消耗品・雑材料等は、請負者の負担とする。

その他の場合は下記による。

.....  
.....

### 5.2 支給材

発注者より支給する機材は下記による。

.....  
.....

## 6章 その他

### 6.1 電力・用水等

構内の電力・給水等を使用できる。(無償とする).....

.....  
.....  
.....

### 6.2 業務対象等

この業務の請負者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、特定建築物の維持管理全般が環境衛生上適正に行われるように、次の諸業務を行うものとする。尚、業務対象及び数量等詳細は別記1による。また業務内容及び管理基準等は、別記2によるものとし、その業務位置は別記3による。

- 1) 建築物環境衛生管理技術者を、各管理学部等毎に選任（兼任は不可）し、業務全般の計画、監督等を行う。ただし常駐はしないものとする。

- 2) 空気環境の測定（2ヶ月に1回、ホルムアルデヒドを除く6項目）。
- 3) 冷却塔の保守点検（使用期間中月1回）
- 4) 給水の遊離残留塩素測定（週1回）。
- 5) 給水の消毒副生成物11項目の水質検査（6月1日から9月30日の間に1回）。
- 6) 雑用水の残留塩素（遊離、結合）、PH、臭気、外観4項目の水質検査（週1回）。
- 7) 雑用水の大腸菌、濁度2項目の水質検査（2ヶ月に1回）。
- 8) 汚水排水槽保守点検（6ヶ月に1回）。

### 6.3 その他

- (1) 業務対象施設に立ち入る時は、管理学部等担当者の許可を受けるものとし、監督職員にその旨を報告する。
- (2) 本業務の履行にあたり、請負者が故意又は過失により既存の施設又は第三者に損害を与えたときは、速やかに監督職員及び管理学部等担当者に報告するものとし、その指示により現状に復旧し、その損害を賠償しなければならない。
- (3) 業務履行の完了報告について、諸業務が完了したときは、速やかに管理学部等担当者に報告する。また、測定及び検査結果を1ヶ月毎に本学監督職員及び管理学部等担当者に報告する。ただし、異常等必要と認める時はその都度報告するものとする。
- (4) 修繕を要する部分がある場合、調整や点検業務に使用する消耗品等にて補修できる場合を除き、修繕を行わず業務報告書に修繕を要する機器名称、状況、修繕方法等を記載する。
- (5) 発注図書に定めのない事項で疑義等が生じた場合は、監督職員と協議の上業務を実施するものとする
- (6) 業務にあたっては、監督職員より貸与された関係図面・図書類並びに点検及び保守等の記録を事前に十分検討する。
- (7) 本学に提出を求められた書類は、電子記録媒体化し1部提出する。

# 神戸大学特定建築物環境衛生管理業務項目一覧

凡例	◎ : 本業務該当項目 - : 該当無し
----	-------------------------

別記 1

番号	団地名	対象となる特定建築物届出棟名称	構造	@建物延べ面積 (㎡)	管理学部等名称	①建築物環境衛生管理技術者(ビル管理技術者)の選任	②空気環境測定 1回/2月、6項目(7項目の内ホルムアルデヒドを除く)	③冷却塔の保守・点検 使用期間中1回/月 (12回/年)	④給水残留塩素測定 1回/7日	⑤水質検査(消毒副生物11項目) 夏季1回	⑥雑用水水質検査(遊離・結合残留塩素、PH、臭気、外観、)4項目 1回/7日	⑦雑用水水質検査(大腸菌、濁度)2項目 1回/2月	⑧汚水排水槽保守・点検 1回/6月
1	六甲台2	(六甲台2)工学部学舎	R4-1	24,889	工学部	◎	◎ 16所+外気2×6回	-	◎	◎	◎	◎	-
2	六甲台2	(六甲台2)農学部学舎	R6	16,119	農学部	◎	◎ 16所+外気2×6回	◎ 10RT×2台 5RT×1台	◎	◎	◎	◎	-
3	六甲台2	(六甲台2)理学部本館(総合研究棟)	R4-1	9,021	理学部	◎	◎ 14所+外気2×6回	-	◎	◎	◎	◎	-
4	六甲台2	(六甲台2)自然科学総合研究棟3号館	SR8-1	15,197	自然科学研究科	◎	◎ 17所+外気2×6回	-	◎	◎	◎	◎	◎ 8m3×1 (有効3m3)
5	六甲台2	(六甲台2)自然科学総合研究棟1・2号館	SR7-1	10,766			◎ 13所+外気2×6回	-	◎	◎	◎	◎	◎
6	六甲台1	(六甲台1)総合研究棟(フロンティア館)	SR8-2	8,986	図書館・法学研究科	◎	◎ 10所+外気2×6回	-	◎	◎	◎	◎	-
7	鶴甲1	(鶴甲1)国際文化学部・大学教育研究センター学舎	R5	23,351	国際文化学部・大学教育研究センター	◎	◎ 16所+外気2×6回、	-	◎	◎	◎	◎	-
8	鶴甲2	(鶴甲2)本館	R7	11,133	発達科学部	◎	◎ 14所+外気2×6回	-	◎	◎	◎	◎	-
9	名谷	(名谷)本館	R6	8,543	医学部	◎	◎ 12所+外気2×6回	-	◎	◎	-	-	-
10	深江	(深江)2号館	R3	8,698	海事科学部	◎	◎ 12所+外気2×6回	-	◎	◎	-	-	-
	合計			136,703		9名	160箇所×6回	3台	10箇所	10箇所	8箇所	8箇所	2箇所

業 務 項 目	業務内容及び管理基準	備 考
①建築物環境衛生管理技術者の選任	1) 本業務に関する業務計画及び全般的な監督 2) 本業務及び別途契約業務で、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に定められた特定建築物の環境衛生管理基準の管理項目に関する検査結果の評価及び講ずべき対策等の助言並びに記録の整備 3) 管理状況把握の為、月1回の目視による巡視点検と記録 4) 保健所等査察時の立ち会い及び対応	実施年月日、実施者名、点検結果、作業内容等記録に記載)
②空気環境測定	1) 浮遊粉じんの量 0.15mg / m3 以下 2) 一酸化炭素の含有率 10ppm 以下 3) 二酸化炭素の含有率 1000ppm 以下 4) 温度 17℃～28℃ 5) 相対湿度 40%～70% 6) 気流 0.5m / 秒以下 7) ホルムアルデヒドの量 0.1mg / m3 以下 (本業務は (0.08ppm 以下) 対象外)	摘要される項目は空気調和設備により管理されている居室には1)～7)が適用 通常の使用時間中に各階ごとに居室の中央部の床上75cm以上120cm以下の位置で測定する 測定年月日、測定時刻、測定場所、測定者名、測定機器(機器名・製造者名・型番・測定法)、測定結果を記録に記載
③冷却塔の保守点検	冷却塔及び冷却水の汚れ状態の点検 必要に応じ清掃及び換水を行う 冷却塔の保守・点検は、標準仕様書の点検項目の点検周期がシーズン中の該当項目を実施する(1回/月×12ヶ月、 Legionella の水質検査を夏季1回実施し、点検項目 8,水質は適用しない	実施年月日、実施者名、点検結果、作業内容等記録に記載)
④給水残留塩素測定	末端給水栓における遊離残留塩素を測定 0.1ppm 以上	採水日時、採水場所、検査日時、検査結果、検査実施者名、検査方法等を記録に記載
⑤給水水質検査 (消毒副生成物 11 項目)	1) シアン化物イオン及び塩化シアン 2) クロロ酢酸 7) 総トリハロメタン 3) クロロホルム 8) トリクロロ酢酸 4) ジクロロ酢酸 9) プロモジクロロメタン 5) ジブロモクロロメタン 10) プロモホルム 6) 臭素酸 11) ホルムアルデヒド	採水日時、採水場所、検査日時、検査結果、検査実施者名、検査方法等を記録に記載
⑥雑用水水質検査 (4 項目)	1) 残留塩素 ①浮遊残留塩素 0.1ppm 以上 ②結合残留塩素 0.4ppm 以上 2) PH 値 5.8 以上 8.6 以下 3) 臭気 異状でないこと 4) 外観 ほとんど無色透明	採水日時、採水場所、検査日時、検査結果、検査実施者名、検査方法等を記録に記載
⑦雑用水水質検査 (2 項目)	1) 大腸菌 検出されないこと 2) 濁度 2 度以下	採水日時、採水場所、検査日時、検査結果、検査実施者名、検査方法等を記録に記載
⑧汚水排水槽保守点検	汚水槽内清掃及び汚水の漏出等点検	実施年月日、実施者名、作業内容等を記録に記載

## (1) 空気環境測定場所

別記3

NO	団地名	特定建築物建物名称	階名称	測定部屋名称	管理学部等名称	備考
1	六甲台2	(六甲台2)工学部学舎	建設学科棟	B1 院生研究室	1EG06	工学部
2	"	"	建設学科棟	1 院生研究室2	1E106	"
3	"	"	管理棟	1 事務室	AD108	"
4	"	"	応用化学棟	1 院生研究室1	4W106	"
5	"	"	応用化学棟	1 学部生研究室1	4W104	"
6	"	"	建設学科棟	2 土木学生研究室2	1W201	"
7	"	"	建設学科棟	2 土木学生研究室1	1W203	"
8	"	"	応用化学棟	2 応用科学事務室	4W202	"
9	"	"	応用化学棟	2 学部生研究室2	4E202	"
10	"	"	建設学科棟	3 創造プロジェクト研究室(1)	1W301	"
11	"	"	応用化学棟	3 化学プロセス系シミュレーションルーム	4W311	"
12	"	"	応用化学棟	3 院生研究室3	4E308	"
13	"	"	機械工学科棟	3 機械工学科事務室	5E301	"
14	"	"	情報知能工学科棟	4 応用数学事務室	D2401	"
15	"	"	応用化学棟	4 学部生研究室5	4W404	"
16	"	"	機械工学科棟	4 客員教官研究室	5E409	"
17	"	"	外気	1階出入口付近等	-	-
<b>(六甲台2)工学部学舎計</b>					<b>16ヶ所+外気2ヶ所</b>	
1	六甲台2	(六甲台2)農学部学舎	E棟	1 研究室	E107	農学部
2	"	"	"	1 教官研究室	E160	"
3	"	"	"	2 教官研究室	E265	"
4	"	"	"	2 教官研究室	E259	"
5	"	"	"	3 研究室	E353	"
6	"	"	"	3 研究室	E360	"
7	"	"	"	3 教官研究室	E308	"
8	"	"	"	4 研究室	E403	"
9	"	"	"	4 研究室	E405	"
10	"	"	A棟	4 事務室	A209	"
11	"	"	E棟	5 研究室	E559	"
12	"	"	A棟	5 会議室(2)	A303	"
13	"	"	B棟	5 小教室	B301	"
14	"	"	E棟	6 共同演習室	E603	"
15	"	"	E棟	6 研究室	E656	"
16	"	"	B棟	6 小教室	B402	"
17	"	"	外気	1階出入口付近等	-	-
<b>(六甲台2)農学部学舎計</b>					<b>16ヶ所+外気2ヶ所</b>	
1	六甲台2	(六甲台2)理学部本館(総合研究棟)	A棟	B1 地球惑星科学共通実験室A		理学部
2	"	"	"	1 事務室	A102	"
3	"	"	"	1 物理化学研究室	A128	"
4	"	"	B棟	2 教官研究室		"
5	"	"	X棟	2 共通セミナー室		"
6	"	"	A棟	2 地球惑星科学教官研究室	A206	"
7	"	"	B棟	3 事務室		"
8	"	"	B棟	3 会議室		"
9	"	"	X棟	3 共通セミナー室		"
10	"	"	B棟	4 小セミナー室		"
11	"	"	B棟	4 教官研究室		"
12	"	"	A棟	4 物理化学教官研究室		"
13	"	"	B棟	5 共同研究室(1)		"
14	"	"	"	5 教官研究室(2)		"
15	"	"	外気	1階出入口付近	-	-
<b>(六甲台2)理学部本館(総合研究棟)計</b>					<b>14ヶ所+外気2ヶ所</b>	

NO	団地名	特定建築物建物名称	階名称	測定部屋名称	管理学部等名称	備考
1	六甲台2	(六甲台2)自然科学総合研究棟3号館	東棟	B1 データ解析室1	B12	自然科学研究科
2	"	"	西棟	1 教官研究室	102	"
3	"	"	東棟	1 教官研究室	118	"
4	"	"	西棟	2 教官研究室	202	"
5	"	"	東棟	2 ナノ・メゾ	224	"
6	"	"	西棟	3 教官研究室	303	"
7	"	"	東棟	3 院生研究室	329	"
8	"	"	西棟	4 教官研究室	401	"
9	"	"	東棟	4 ゼミ室(1)	419	"
10	"	"	西棟	5 教官研究室	503	"
11	"	"	東棟	5 院生研究スペース1	525	"
12	"	"	西棟	6 教官研究室	604	"
13	"	"	東棟	6 データ解析室	622	"
14	"	"	西棟	7 教官研究室	703	"
15	"	"	東棟	7 構造解析室	721	"
16	"	"	西棟	8 教官研究室	802	"
17	"	"	東棟	8 教官研究室	810	"
18	"	"	外気	1階出入口付近	-	-
<b>(六甲台2)自然科学総合研究棟3号館計</b>					<b>17ヶ所+外気2ヶ所</b>	
1	六甲台2	(六甲台2)自然科学総合研究棟1・2号館	1号館	B1 生命科学実験室(1)	B10	自然科学研究科
2	"	"	1号館	1 事務室	101	"
3	"	"	2号館	1 遺伝統計実験室	111	"
4	"	"	1号館	2 研究室3	207	"
5	"	"	2号館	2 生化学実験室	202	"
6	"	"	1号館	3 研究室6	306	"
7	"	"	2号館	3 レーザー実験室	308	"
8	"	"	1号館	4 研究室10	410	"
9	"	"	2号館	4 実験室	411	"
10	"	"	1号館	5 研究室4	504	"
11	"	"	2号館	5 データ解析室3	510	"
12	"	"	1号館	6 研究室3	603	"
13	"	"	1号館	7 研究室3	705	"
14	"	"	外気	1階出入口付近	-	-
<b>(六甲台2)自然科学総合研究棟1・2号館計</b>					<b>13ヶ所+外気2ヶ所</b>	
1	六甲台1	(六甲台1)総合研究棟(フロンティア館)		1 院生・教官閲覧室		図書館
2	"	"		1 防災センター		図書館・法学研究科
3	"	"		2 電子図書館スペース		図書館
4	"	"		3 共用ゼミ室	303	法学研究科
5	"	"		3 マルチメディア演習室(1)	301	"
6	"	"		4 共用ゼミ室	403	"
7	"	"		5 共用研究指導室		"
8	"	"		6 社会科学系産学官民連携推進室	605	"
9	"	"		7 教官研究室	721	"
10	"	"		8 教官研究室(外国)	822	"
11	"	"	外気	1階出入口付近	-	-
<b>(六甲台1)総合研究棟(フロンティア館)計</b>					<b>10ヶ所+外気2ヶ所</b>	
1	鶴甲1	(鶴甲1)国際文化学部・大学教育研究センター学舎	A棟	B1 サービスセンター		国際文化学部
2	"	"	A棟	B1 食堂		国際文化学部
3	"	"	A棟	1 事務室		国際文化学部
4	"	"	B棟	1 自習室2		大学教育研究センター
5	"	"	L棟	2 講義室	L202	国際文化学部
6	"	"	B棟	2 演習室	B206D	大学教育研究センター
7	"	"	M棟	2 講義室	M201B	大学教育研究センター

NO	団地名	特定建築物建物名称	階名称	測定部屋名称	管理学部等名称	備考
8	"	"	A棟	3 文研	A309	国際文化学部
9	鶴甲1	(鶴甲1)国際文化学部・大学教育研究センター学舎	A棟	3 文研	A304	国際文化学部
10	"	"	L棟	3 演習室(1)	L309	国際文化学部
11	"	"	A棟	4 文研	A408	国際文化学部
12	"	"	A棟	4 文研	A401	国際文化学部
13	"	"	B棟	4 講義室	B408	大学教育研究センター
14	"	"	C棟	5 数学共研	C519	大学教育研究センター
15	"	"	C棟	5 数学研	C513	大学教育研究センター
16	"	"	D棟	6 情報科学研	D602	大学教育研究センター
17	"	"	外気	1階出入口付近	—	—
<b>(鶴甲1)国際文化学部・大学教育研究センター学舎計</b>					<b>16ヶ所+2ヶ所</b>	
1	鶴甲2	(鶴甲2)本館		1 プレイルーム1		発達科学部
2	"	"		1 ヒューマンコミュニティールーム		"
3	"	"		2 事務室		"
4	"	"		2 中会議室A	A239	"
5	"	"		3 第1演習室	A339	"
6	"	"		3 共同研究室	A350	"
7	"	"		4 演習室	A435	"
8	"	"		4 演習室	A444	"
9	"	"		5 研究室	A548	"
10	"	"		5 演習室	A540	"
11	"	"		6 研究室	A636	"
12	"	"		6 院生研究室	—	"
13	"	"		7 共同研究室	A739	"
14	"	"		7 演習室	A722	"
15	"	"	外気	1階出入口付近	—	—
<b>(鶴甲2)本館計</b>					<b>14ヶ所+外気2ヶ所</b>	
1	名谷	(名谷)本館		1 理学療法研究室	C106	医学部
2	"	"		1 実習室(A)		"
3	"	"		2 事務室		"
4	"	"		2 医療情報管理室	C209	"
5	"	"		2 自主学习室	A211	"
6	"	"		3 教官研究室	C306	"
7	"	"		3 看護研究室	B306	"
8	"	"		3 看護研究室	A314	"
9	"	"		4 院生室	C413	"
10	"	"		4 肢装具実習室	C405	"
11	"	"		5 院生室	C514	"
12	"	"		6 教官集会室		"
13	"	"	外気	1階出入口付近	—	—
<b>(名谷)本館計</b>					<b>12ヶ所+外気2ヶ所</b>	
1	深江	(深江)2号館	2号館 北棟	1 電気工学計算機室		海事科学部
2	"	"	" 西棟	1 講師室		"
3	"	"	" 南棟	1 物流管理学第1実験準備室		"
4	"	"	" 南棟	1 航海学科共同実験室		"
5	"	"	" 北棟	2 天秤室		"
6	"	"	" 西棟	2 輸送情報系セミナー室2		"
7	"	"	" 西棟	2 情報処理実験室2		"
8	"	"	" 南棟	2 交通管理学第1研究室		"
9	"	"	" 北棟	3 応用数学ゼミナール室		"
10	"	"	" 北棟	3 研究室		"
11	"	"	" 南棟	3 レーダ・シュミレータ実験室		"
12	"	"	" 南棟	3 航海計器学研究室		"
13	"	"	外気	1階出入口付近	—	—
<b>(深江)2号館計</b>					<b>12ヶ所+外気2ヶ所</b>	

## (2) 冷却塔の保守点検業務位置

NO	団地名	特定建築物建物名称	冷却塔設置位置	容量等	点検周期等	管理学部等名称	備考
1	六甲台2	(六甲台2)農学部学舎	F棟	屋上	10RT	12 <sup>回</sup> /年	農学部
2	"	"	F棟	屋上	10RT	12 <sup>回</sup> /年	"
3	"	"	E棟	屋上	5RT	12 <sup>回</sup> /年	"

## (3) 給水残留塩素、水質検査測定位置

NO	団地名	特定建築物建物名称	階名称	測定部屋名称	管理学部等名称	備考
1	六甲台2	(六甲台2)工学部学舎	建設学科棟	1	コモンスペース湯沸コーナー流し	工学部
2	六甲台2	(六甲台2)農学部学舎	F棟	1	便所手洗い	農学部
3	六甲台2	(六甲台2)理学部本館(総合研究棟)	B棟	2	事務室流し	理学部
4	六甲台2	(六甲台2)自然科学総合研究棟3号館	西棟	1	湯沸室台所流し	自然科学研究科
5	六甲台2	(六甲台2)自然科学総合研究棟1・2号館	1号館	1	事務室湯沸コーナー台所流し	自然科学研究科
6	六甲台1	(六甲台1)総合研究棟(フロンティア館)	本館	8	湯沸室台所流し	図書館・法学研究科
7	鶴甲1	(鶴甲1)国際文化学部・大学教育研究センター学舎	A棟	1	湯沸室流し	国際文化学部・大学教育研究センター
8	鶴甲2	(鶴甲2)本館	本館	1	ヒューマンコミュニティールーム手洗い	発達科学部
9	名谷	(名谷)保健学科	本館	1	男子便所手洗い	医学部
10	深江	(深江)2号館	2号館	1	便所手洗い	海事科学部

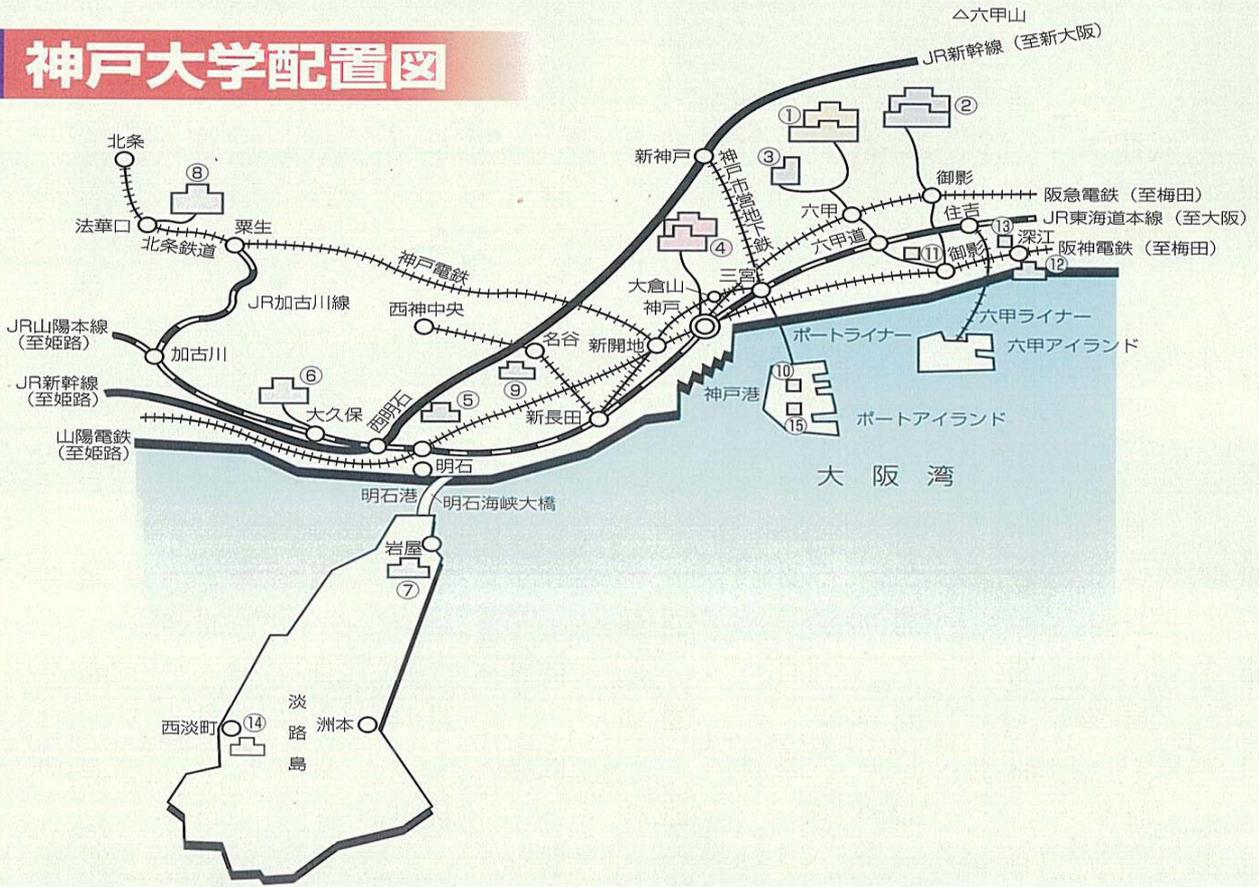
## (4) 雑用水残留塩素、水質検査測定位置

NO	団地名	特定建築物建物名称	階名称	測定部屋名称	管理学部等名称	備考
1	六甲台2	(六甲台2)工学部学舎	建設学科棟	1	男子便所掃除流し	工学部
2	六甲台2	(六甲台2)農学部学舎	E棟	1	便所掃除流し	農学部
3	六甲台2	(六甲台2)理学部本館(総合研究棟)	B棟	2	女子便所掃除流し	理学部
4	六甲台2	(六甲台2)自然科学総合研究棟3号館	西棟	1	男子便所掃除流し	自然科学研究科
5	六甲台2	(六甲台2)自然科学総合研究棟1・2号館	1号館	1	男子便所掃除流し	自然科学研究科
6	六甲台1	(六甲台1)総合研究棟(フロンティア館)	本館	1	男子便所掃除流し	図書館・法学研究科
7	鶴甲1	(鶴甲1)国際文化学部・大学教育研究センター学舎	A棟	1	便所掃除流し	国際文化学部・大学教育研究センター
8	鶴甲2	(鶴甲2)本館	本館	1	男子便所掃除流し	発達科学部

## (5) 汚水排水槽保守点検業務位置

NO	団地名	特定建築物建物名称	階名称	汚水槽設置位置	汚水槽容量	管理学部等名称	備考
1	六甲台2	(六甲台2)自然科学総合研究棟3号館	東棟	B1	北ドライエリア	8m3(有効3m3)	自然科学研究科
2	"	(六甲台2)自然科学総合研究棟1・2号館	1号館	B1	東ドライエリア	6m3(有効3m3)	"

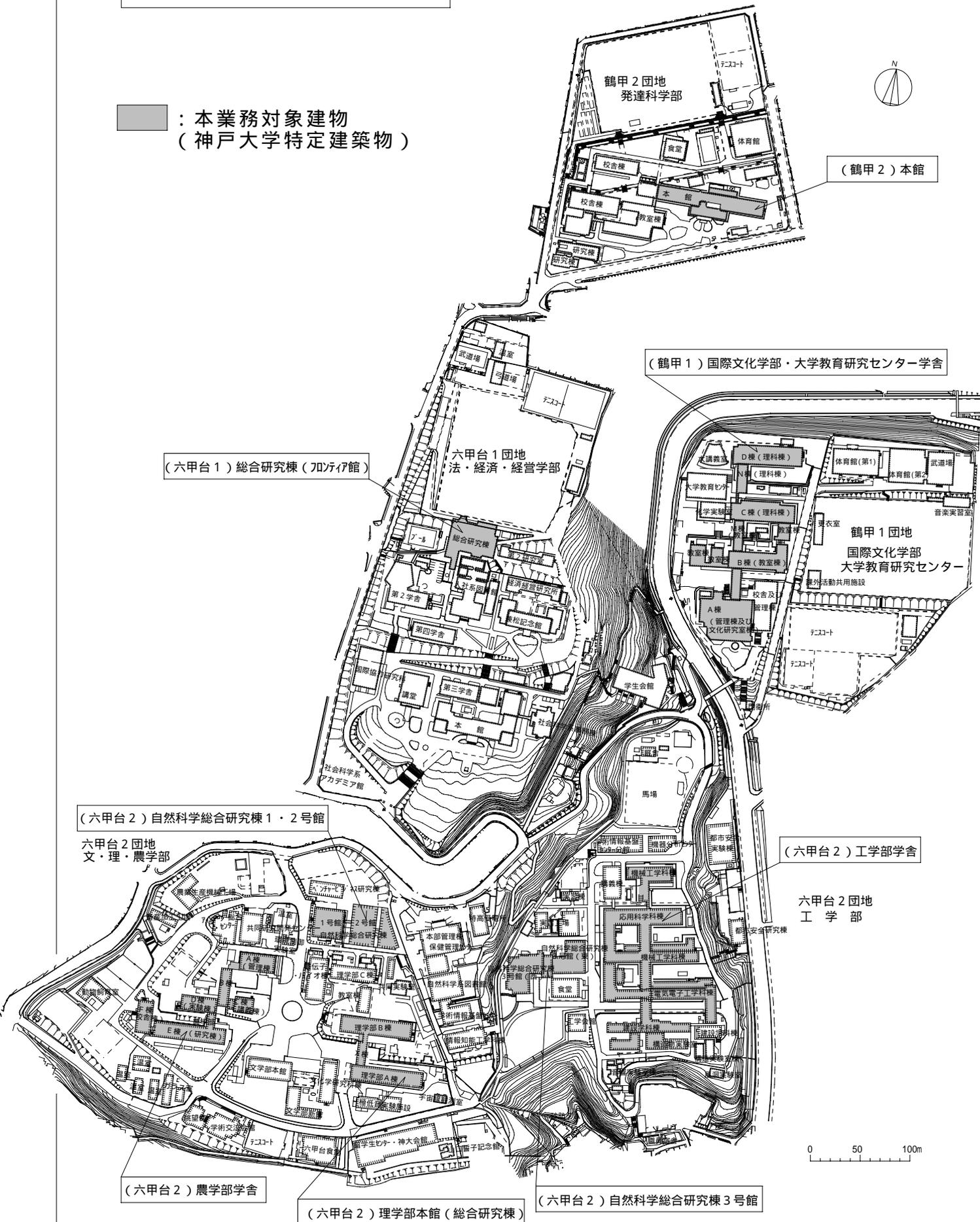
# 神戸大学配置図



## 対象建物配置図

位置番号	団地名	住所	対象建物名
①	六甲台2団地	神戸市灘区六甲台町2-1	(六甲台2)工学部学舎
			(六甲台2)農学部学舎
			(六甲台2)理学部本館(総合研究棟)
			(六甲台2)自然科学総合研究棟3号館 ----- (六甲台2)自然科学総合研究棟1・2号館
	六甲台1団地	神戸市灘区六甲台町2-1	(六甲台1)総合研究棟(フロンティア館)
	鶴甲1団地	神戸市灘区鶴甲1-2-1	(鶴甲1)国際文化学部・大学教育研究センター学舎
	鶴甲2団地	神戸市灘区鶴甲3-11	(鶴甲2)本館
⑨	名谷団地	神戸市須磨区友が丘7-10-2	(名谷)本館
⑫	深江団地	神戸市東灘区深江南町5-1-1	(深江)2号館

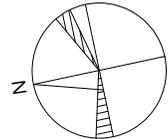
■ : 本業務対象建物  
(神戸大学特定建築物)



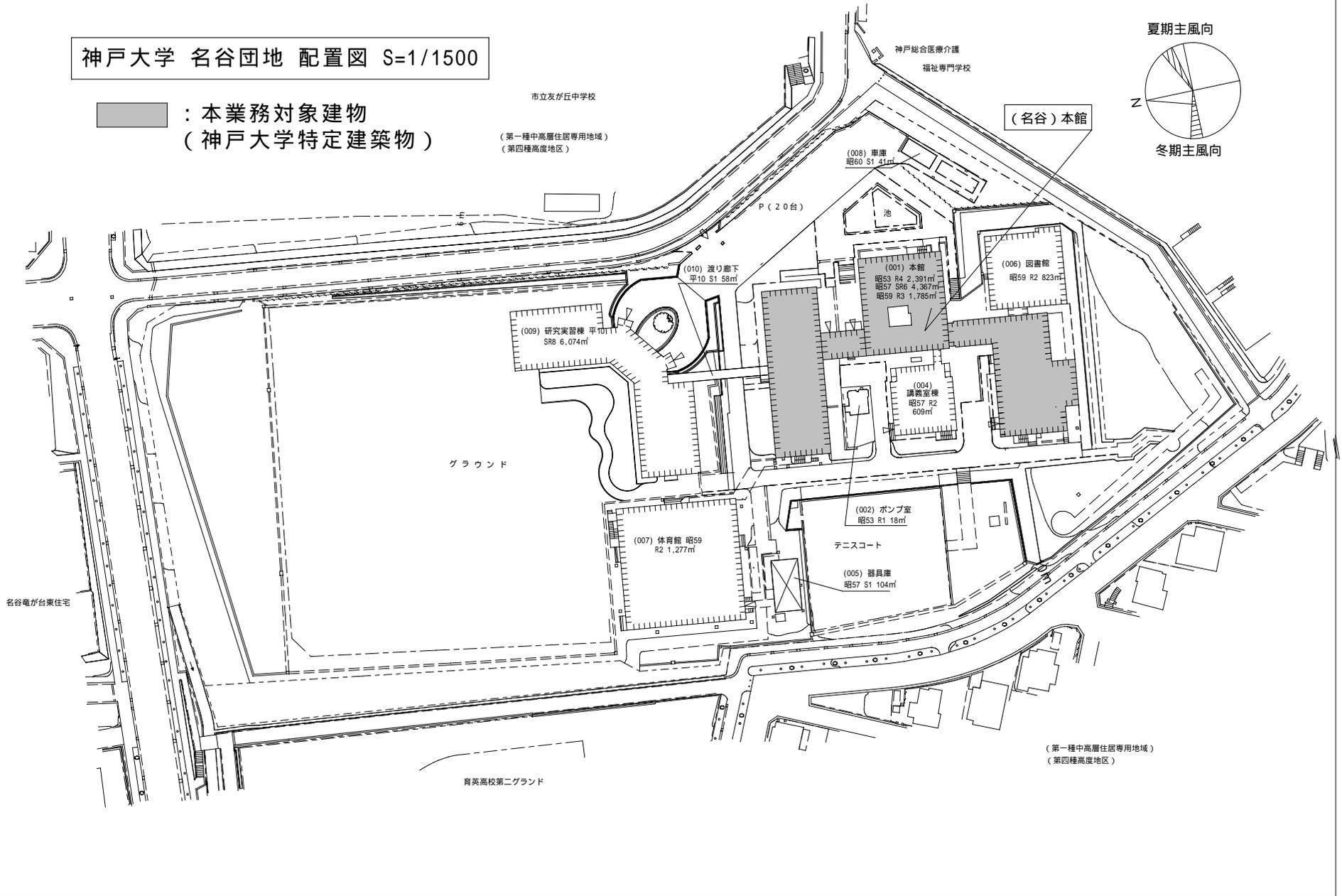
神戸大学 名谷団地 配置図 S=1/1500

: 本業務対象建物  
 (神戸大学特定建築物)

夏期主風向



冬期主風向





文 部 省

保 全 業 務 標 準 仕 様 書

(案)

(空 気 調 和 ・ 給 排 水 衛 生 設 備)

平 成 6 年 版

文 部 省 大 臣 官 房 文 教 施 設 部

# 1 編 総 則

# 1 章 一般共通事項

## 1 節 一般事項

### 1.1.1

#### 適用範囲

この仕様書は、設備機器（仮設物は除く）等の点検及び保守業務並びに室内環境測定業務に適用する。図面・特記仕様書に記載されている事項（以下、「特記」という）以外はこの保全業務標準仕様書による。

### 1.1.2

#### 用語の定義

- (1) 発注図書とは、図面、特記仕様書、保全業務標準仕様書及びこれらに対する質疑の回答書をいう。
- (2) 監督職員とは、文部省で定めた工事請負契約基準の規定に準ずる。
- (3) 検査職員とは、発注者がこの業務の完了を検査する者として定めた職員をいう。
- (4) 報告とは、請負者が監督職員に必要な事項を文書により伝えることをいう。ただし、監督職員の承諾を受けた事項については、口頭によることができる。
- (5) 提出とは、請負者が監督職員に必要な事項を文書にてまとめて差し出すことをいう。
- (6) 承諾とは、請負者が監督職員に申し出た事項について、監督職員が了解することをいう。
- (7) 協議とは、監督職員と請負者が対等の立場で合議することをいう。
- (8) 指示とは、監督職員が請負者に点検および保守を行うに当たり必要な実施事項を示すことをいう。
- (9) 検査とは、点検及び保守等について発注図書に示す内容と相違がないことを確認することをいう。
- (10) 立会いとは、監督職員が臨場し点検及び保守状態を確認することをいう。
- (11) 点検とは、設備機器等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じ対応処置を判断することを含む。
- (12) 保守とは、設備機器等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取り替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。
- (13) 修繕とは、設備機器等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を原状あるいは使用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- (14) 交換とは、部材、部品、油脂等を取り替えることをいう。
- (15) 分解整備（オーバーホール）とは、機器を定期的又は必要に応じ分解し、劣化した部分若しくは部品を修理又は交換することをいう。
- (16) 規定値とは、関係法令等で定められている諸数値、又は機器が正常な状態で稼働していることを判断するための諸数値をいう。

(17) 調査とは、対象とする部位・部材等に関する設計図書・保全記録及びこれらに関連する資料の調査並びに劣化現象、劣化程度・範囲等の調査（劣化現象に応じて目視、指触、簡易な器具又は専用の測定器具等を用いて行う）を行うことをいう。

(18) 診断とは、上記調査結果に基づき劣化原因、劣化要因を正確に把握し、劣化原因から劣化現象に至ったメカニズムを解明したうえで、修繕の要否の判定を行うとともに、工法等を検討することをいう。

1.1.3

疑義等に対する  
協 議

(1) 発注図書等に疑義がある場合は、監督職員と協議する。

1.1.4

協議の結果の  
処 置

(1) 監督職員と協議を行った結果、必要に応じて業務内容の変更を行う。

(2) 変更に至らない事項は、記録して監督職員に提出する。

1.1.5

関係法令等の  
遵 守

(1) 業務の履行にあたり適用を受ける関係法令等を遵守し、適法、安全かつ善良な履行を図る。

1.1.6

別 契 約 の  
関 連 業 務

(1) 業務の履行にあたり、別契約の関連業務がある場合は、その業務等の関係者と協力し円滑な進捗を図る。

(2) 発注者側の日常業務の遂行に支障が生じないように、監督職員と連絡を密にする。

1.1.7

電気主任技術者  
と の 協 議

(1) 電気事業法に定める自家用電気工作物に係る機器又は設備の点検を行うに当たっては、事前に監督職員及び電気主任技術者と協議する。

## 2 節 業務場所の管理等

1.2.1

業務責任者等

(1) 業務の請負者は、業務の履行にあたり業務責任者を定め監督職員に届け出る。なお、業務責任者が複数の場合は、総括業務責任者を定める。

(2) 業務責任者は、諸法令等により業務を行う資格が定められている場合、当該資格等を有する者とする。

(3) この業務に従事する者は（以下、「業務従事者」という。）は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。

1.2.2

業務場所の  
安全衛生管理

- (1) 業務場所の安全衛生に関する管理は、業務責任者が関係法令等に従って行う。ただし、別に責任者が定められている場合はこれに協力する。
- (2) 業務場所においては、常に整理・整頓及び清掃を行い、危険防止に留意するとともに、火災、盗難その他の事故等の防止に努める。

1.2.3

安全対策等

業務の履行にあたっては下記の事項に注意し、安全対策に努める。

- (1) 業務場所には関係者以外の者が立ち入ることがないようにする。
- (2) 運転中の機器等と業務対象機器等を誤認するおそれがある時は、区画ロープ、標識等により明確に区分する。
- (3) 動作中の機器等を点検するにあたっては、関係者以外の者が近づかないようにするとともに、計器及び機器等を監視し、指示値並びに異音、異臭等の発生に注意する。
- (4) その他事故等の防止に必要な措置を行う。

1.2.4

危険物の管理

- (1) 業務に燃料油・高圧ガス等の危険物を用いる場合は、関係法令等に基づく有資格者を責任者に定め、適切な管理業務を行う。

1.2.5

災害及び  
公害の防止

- (1) 業務の履行に伴う災害及び公害の防止は、関係諸法令等に従い適切に処置し防止に努める。
- (2) 災害及び公害の発生のおそれがある場合の処置については、速やかに監督職員と協議する。

1.2.6

臨機の処置

- (1) 災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、その経緯を直ちに監督職員に報告する。

1.2.7

業務従事者  
の服装等

- (1) 業務従事者の服装等は見苦しくないものとし、業務履行中は名札等を付け、その身分を明示する。
- (2) 業務履行中は、所定の保護用具を着用する。

1.2.8

施設への  
立ち入り

- (1) 施設に立ち入る時は、監督職員の許可を受けてから行う。

1.2.9

養生

- (1) 業務の履行にあたり、既存の設備及び建物等を損傷し、又は支障を及ぼさないように事前に必要な養生を行う。
- また、汚染若しくは損傷を与えた時は速やかに監督職員に報告し、その指示により原状に復する。

#### 1.2.10

##### 後片づけ

- (1) 業務の終了した時は、養生材、使用した工具、測定器、資材等の後片づけ及び必要に応じ業務場所、機器等の清掃を行う。

### 3 節 業務計画書等

#### 1.3.1

##### 業務計画書

- (1) 業務の履行に先立ち、実施体制、実施工程及び業務責任者等が有する資格など、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。
- (2) 業務計画書に変更の必要が生じ、その内容が重要な場合は、変更業務計画書を速やかに作成し、監督職員の承諾を受ける。
- (3) 別契約の関連業務との調整を必要とする場合は、監督職員の指示を受ける。

#### 1.3.2

##### 実施工程表

- (1) 監督職員の指示により、前記業務計画書の補足として、実施工程表又は機器別点検工程表等を作成し提出する。

### 4 節 機器・材料等

#### 1.4.1

##### 機器及び材料

- (1) 業務に用いる補修材料及び消耗部品等は新品とする。

#### 1.4.2

##### 試験器・工具等

- (1) 業務に用いる試験器・工具等は請負者のものを使用する。  
ただし、業務対象設備の付属品として設置されているものは、監督職員の承諾を得て使用できる。
- (2) 測定及び試験に使用する器具は校正された適正なものを使用し、測定の目的、内容等に合った方法、条件等を考慮し、確実な測定を行う。

## 5 節 業務の履行

### 1.5.1

#### 業務の履行

- (1) 業務の履行は、発注図書及び監督職員の承諾を得た業務計画書に従って行う。

### 1.5.2

#### 業務の履行の 立ち会い

- (1) 監督職員の立ち会いは、下記の場合に行う。
- 1) 発注図書に定められた場合
  - 2) 監督職員が特に指示した場合
  - 3) 請負者の申し出により、監督職員が必要と認めた場合

### 1.5.3

#### 業務の履行の 確認及び報告

- (1) 「発注図書に定められた作業」又は「監督職員が指示した作業」若しくは「次の作業に入ると確認が困難となる作業」が完了したときは、その業務が発注図書に定められた条件に適合することを確認し、監督職員に速やかに報告する。
- ただし、監督職員の承諾を受けた場合は、関連のある作業をまとめて報告することができる。

### 1.5.4

#### 業務の履行の 検査に伴う試験

- (1) 試験は下記の場合に行う。
- 1) 発注図書に定められた場合
  - 2) 試験によらなければ、発注図書に定められた条件に適合することが証明できない場合
  - 3) 監督職員が指示した場合

### 1.5.5

#### 点検後の処置

- (1) 点検の終了後は、電源、電圧の確認、弁類及びスイッチ類の位置並びに格納状態等を再度確認することにより必ず適正な状態に還元しておくこと。

### 1.5.6

#### 点検の省略

- (1) 次に掲げる設備の部分については、特記がなければ点検を省略することができる。
- 1) 改め口のない天井裏又は容易に出入りできる点検口のない床下にあるもの
  - 2) 機械室及び配管配線室内に存する機器で、点検に立ち入ることが極めて困難な場所にあるもの
  - 3) 電気が通電されていて点検することが危険である場所にあるもの
  - 4) 付近に運転を停止することが極めて困難な状況にある機器が存し、点検することが危険である場所にあるもの
  - 5) 地中又はコンクリート等の中に埋設されているもの

- (2) 同一の機器，風道，配管又は設備について，複数の点検が同一の時期に競合する場合にあっては，当該点検保守内容が同一である限り，当該最長周期の点検の実施により重ねて他の点検を行うことを要しない。
- (3) 通年運転であって運転を停止することができない機器の点検のうち，運転を停止しなければできない点検については，特記がなければ省略することができる。この場合において，当該省略できる点検以外の点検の周期は月1回とす。

1.5.7

修繕，改修等の意見

- (1) 点検及び保守の結果，機能に異常がある場合又は劣化がある場合には，とるべき必要な措置を報告書に記載し監督職員に提出する。

1.5.8

発生材の処理

- (1) 発生材のうち引渡しを要するものとして特記又は監督職員が指示するものは，指示された場所に整理のうえ調書を添えて引き渡す。
- (2) 発生材のうち特記により再生資源の利用を図ると指定されたものは，分別を行い，所定の再生資源化処理施設等に搬出し，調書を監督職員に提出する。
- (3) (1)及び(2)以外のものは，すべて構外に搬出し，再生資源の利用に関する法律，廃棄物処理及び清掃に関する法律，建設物副産物適正処理推進要綱その他関係法令に従い，適切に処理し，監督職員に報告する。  
なお，特別管理産業廃棄物の有無は，特記による。

## 6 節 業務報告書

1.6.1

業務報告書

- (1) 業務が完了した時は，下記の書類を業務報告書として作成し，遅滞なく監督職員に提出する。  
提出部数は，特記事項又は監督職員の指示による。
  - 1) 検査結果報告書
  - 2) 試験成績書
  - 3) 作業記録
  - 4) 業務記録写真
  - 5) その他必要な書類

## 7 節 その他

### 1.7.1

#### 電力・用水費等

- (1) 業務に使用する電力及び用水費は、発注者の負担とする。  
ただし、停電作業を伴う業務等により、電力及び用水等が供給できない場合は、特記による。
- (2) 「備考」欄に記載されている内容は、特記がある場合に限り実施し、請負者の負担とする。

### 1.7.2

#### 小修理業務

- (1) 業務対象設備に故障又は異常を発見し、応急処置を行う必要がある時は、消耗品・雑材料を用いて修理できる範囲内で、速やかに常備する工具類又は部品等を使用し、点検及び保守内容に記載している小修理業務等を行う。

### 1.7.3

#### 関係図書の確認

- (1) 点検を適正に行うために、設備機器等の機能状況、維持管理上の主要点並びに不備欠陥の発生しやすい部分等、過去の経過を関係図書により調査する。
  - 1) 設置届出書
  - 2) 試験結果報告書
  - 3) 設置時に作成された設計図書
  - 4) 過去の点検表及び点検結果報告書
  - 5) 修理、整備の経過表

## 2 編 空氣調和設備

# 1 章 総 則

## 1 節 一 般 事 項

### 1.1.1

#### 用 語

- (1) シーズン前点検とは、冷房又は暖房時期直前に行う点検をいう。
- (2) シーズン中点検とは、冷房又は暖房時期中に行う点検をいう。
- (3) シーズン後点検とは、冷房又は暖房時期終了後に行う点検をいう。
- (4) 法定冷凍能力とは、冷凍保安規則第3条で定める基準に従い算定した冷凍能力をいう。
- (5) 特定フロンとは、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第2条第1項に規定する物質をいう。
- (6) 精密調査とは、ある部位の一部又は全部に劣化現象がある場合に、当該部位について行うべき修理若しくは部品交換又は更新の判断が、通常の点検によっては困難であるためさらに詳細に行う必要のある調査又は診断をいう。

### 1.1.2

#### 冷媒の取扱い

##### (1) 一 般 事 項

- (1) 本項は、冷媒として特定フロン及び代替フロンを使用する冷凍機に適用する。
- (2) 冷媒を抽出若しくは充填し又は補充する場合は、オゾン層の保護に関する法律第23条第1項に基づく特定フロンの排出抑制・使用合理化指針に従い、冷媒が外部に漏れないよう慎重に行う。
- (3) 冷媒設備の腐食、損傷等による冷媒漏れの有無を入念に点検し、漏れがある場合には迅速に補修その他の措置を講じる。

##### (2) 冷 媒 漏 れ 防 止 措 置

- (1) 配管の接続は漏れを生じないように確実にいう。
- (2) フレア接続の増締めは2回までとし、それ以降は管径の3倍以上切り詰めて再加工する。
- (3) フランジの増締めは2回以内とする。
- (4) 2年以上使用したパッキンは再使用せず交換する。また、パッキンを交換した場合には数時間後に増締めを行い緩みのないことを確認する。
- (5) 振動により応力硬化した銅管は交換する。
- (6) 冷媒の全量入れ替えは極力避け、不足量のみサイトグラス等を用いて過充填にならないように補充する。

### 1.1.3

#### 機 器 の 清 掃

- (1) 点検作業が終了したときは、点検対象設備（天井内、屋上等にあるもので清掃することが困難なものを除く）の外面を入念に清掃する。

## 4 章 冷暖房関連機器

### 1 節 冷却塔

#### 4.1.1

##### 一般事項

- (1) 本項の冷却塔は開放形及び密閉形のものに適用する。  
 (2) 保守に必要な消耗部品及び材料は、表4.1.1に定めるもののほか、オイルシール、メカニカルシール（密閉形のものに限る）、グランドパッキン（密閉形のものに限る）、潤滑油その他これらに類するものとする。

#### 4.1.2

##### 業務内容

- (1) 点検は表4.1.1に定めるところにより適正に行い、必要に応じ、保守その他の措置を講じるものとする。  
 (2) 点検周期は、シーズン前点検及びシーズン後点検にあってはそれぞれ、年1回、シーズン中点検にあっては月1回とする。

表 4.1.1 冷却塔

点検項目	業務内容	点検周期 シーズン			備考
		前	中	後	
1. 基礎	1) 亀裂、沈下等の異常の有無を点検する。	○		○	・異常がある場合は修理する。 ・劣化がある場合は交換する。
	2) 防振装置の損傷等の劣化の有無を点検する。	○		○	
2. 塔本体	(1) ケーシング				・損傷又は変形が著しい場合は交換する。
	1) 損傷、変形及び汚れの有無を点検する。汚れが著しい場合は清掃する。	○	○	○	
(2) 散水装置	1) 損傷、変形、錆及び汚れの有無を点検する。汚れが著しい場合は清掃する。	○	○	○	・損傷、変形又は錆が著しい場合は交換する。 ・目詰まりが著しい場合は修理又は交換する。 ・調整不能の場合は修理又は不良部品を交換する。
	2) 散水穴の目詰まりの有無を点検する。目詰まりが軽微な場合は洗浄する。	○	○	○	
	3) 散水管の回転が円滑であることを確認する。当たり又は緩み等の劣化がある場合は調整する。	○	○	○	

表 4.1.1 冷却塔

点検項目	業務内容	点検周期			備考
		前	中	後	
(3)熱交換器 (密閉形のものに限る)	1)コイルの汚れ及び損傷等の劣化の有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。	○		○	・劣化が著しい場合は修理又は不良箇所を交換する。
(4)エリミネーター	1)損傷、変形及び目詰まりの有無を点検する。損傷が軽微の場合は補修する。	○		○	・損傷、変形又は目詰まりが著しい場合は交換する。
(5)ルーバー	1)損傷、変形及び目詰まりの有無を点検する。損傷又は目詰まりが軽微な場合は補修又は洗浄する。	○	○	○	・損傷、変形又は目詰まりが著しい場合は交換する。
(6)充填材	1)スケール等の異物の付着状況を点検する。	○	○	○	・異物の付着が著しい場合は洗浄する
	2)目詰まりの有無を点検する。	○	○	○	・目詰まりが著しい場合は洗浄又は交換する。
	3)座屈、変形等の劣化の有無を点検する。	○	○	○	・劣化が著しい場合は交換する。
(7)骨組み及び脚	1)損傷、変形等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。	○	○	○	・劣化が著しい場合は交換する。
3.水槽					
(1)本体	1)内外面の損傷、変形及び汚れの有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。	○	○	○	・損傷又は変形が著しい場合は修理又は交換する。
	2)水漏れがないことを確認する。	○	○	○	・水漏れがある場合は修理又は交換する。
	3)水位が規定の位置にあることを確認する。規定の位置にない場合は調整する。	○	○		・調整不能の場合は、該当部品を交換する。外部による原因の場合は精密調査する。
(2)給水装置	1)ボールタップ等が確実に作動することを確認する。作動不良の場合は調整する。	○	○	○	・調整不能の場合は交換する。

表 4.1.1 冷却塔

点検項目	業 務 内 容	点検周期 シーズン			備 考
		前	中	後	
(3)ストレーナー	1)目詰まり及び損傷等の劣化の有無を点検する。目詰まりがある場合は清掃する。	○	○	○	・劣化が著しい場合は交換する。
4.送風機					
(1)羽根車	1)損傷、腐食等の劣化及び汚れの有無を点検する。汚れが著しい場合は清掃する。 2)回転に支障のないことを確認する。支障がある場合は調整する。	○	○	○	・劣化が著しい場合は該当部品を交換する。 ・調整不能の場合は交換する。
(2)ファンシング	1)損傷、腐食等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。	○	○	○	・劣化が著しい場合、該当部品を交換する。
(3)軸受	1)軸が円滑に回転することを確認する。 2)油量の適否を点検する。油量不足の場合は補充する。	○	○	○	・回転不良、異常音、異常振動が著しい場合は交換する。
(4)電動機	1)損傷、腐食等の劣化の有無を点検する。 2)円滑に回転することを確認する。 3)絶縁抵抗値を測定し、その値が1MΩ以上あることを確認する。 4)音及び振動に異常のないことを確認する。	○	○	○	・劣化がある場合は修理又は交換する。 ・回転不良の場合は該当部品を分解修理又は交換する。 ・電動機入口にて1MΩ未満の場合は分解修理又は交換する。一次側に原因がある場合は精密調査する。 ・異常がある場合は分解修理又は交換する。
(5)ベルト	1)張り具合の適否を点検する。張り具合が適正でない場合は調整する。 2)損傷及び摩耗の有無を点検する。	○	○	○	・調整不能の場合は交換する。 ・損傷又は摩耗が著しい場合は交換する。

表 4.1.1 冷却塔

点検項目	業 務 内 容	点検周期 シーズン			備 考
		前	中	後	
(6)プーリー	1)損傷, 摩擦等の劣化の有無を点検する。	○	○	○	・劣化が著しい場合は交換する。
(7)潤滑油	1)油量の適否を点検する。油量不足の場合は補充する。	○	○		
5. 散水ホップ (密閉形のものに限る)					
(1)本 体	1)汚れ及び損傷, 腐食等の劣化の有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。 2)振動に異常のないことを確認する。	○		○	・劣化が著しい場合は交換する。  ・異常がある場合は原因部分を修理又は交換する。
(2)電 動 機	1)「4 送風機,(4)電動機」による。				
6. 凍 結 防 止 装 置	1)サーモスタットが設定値で確実に作動することを確認する。作動不良の場合は調整する。 2)ヒーターの作動電流が定格電流以下にあることを確認する。 3)ヒーターの絶縁抵抗値を測定し, その値が1MΩ以上にあることを確認する。	○			・調整不能の場合は交換する。  ・異常がある場合は交換する。
7. 運 転 調 整	1)電動機の回転方向が正回転であることを確認する。	○			・異常原因が二次側の場合は修理を行う。一次側の場合は精密調査する。  ・振動発生源の調査を行い原因部分を修理又は交換する。
	2)音及び振動に異常のないことを確認する。		○		

表 4.1.1 冷却塔

点検項目	業務内容	点検周期			備考
		前	中	後	
	3)電源電圧の変動が定格の10%以内にあることを確認する。	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・異常がある場合は精密調査する。</li> <li>・異常原因が二次側の場合は修理又は当該部品を交換する。一次側の場合は精密調査する。</li> <li>・許容範囲内でない場合、原因が二次側の場合は修理又は当該部品を交換する。一次側の場合は精密調査する。</li> <li>・散水に乱れがある場合、原因が二次側の場合は修理又は当該部品を交換する。一次側の場合は精密調査する。</li> </ul>
	4)運転電流が定格値以下にあることを確認する。	○	○		
	5)散水管の回転数が規定値の範囲内にあることを確認する。	○	○		
	6)散水が均一に分散していることを確認する。	○	○		
8. 水質	1)「8節 冷凍空調機器用水」の当該事項による。		○		
9. 保存	1)機内の水を確実に抜いたうえ保存する。			○	

### 3 編 給排水衛生設備

## 2 節 汚水槽及び雑排水槽

1.2.1 一般事項	<p>(1) 「下水道法」並びに「同法施行令」及び「同法施行規則」並びに「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」並びに「同法施行規則」及び「同法に基づく厚生省告示」に定めるところによる。</p> <p>(2) 保守に必要な消耗部品及び材料は、表 1.2.1に定める物とする。</p>
1.2.2 業務内容	<p>(1) 点検は、表 1.2.1に定めるところにより適正に行い、必要に応じ、保守その他の措置を講じるものとする。</p> <p>(2) 点検周期は、6月1回とする。なお、地方条例等により、6ヶ月より短い周期が定められている場合は、その定めるところによる。</p>

表 1.2.1 汚水槽、雑排水槽

点検項目	業務要領	備考
1. 本体	<p>1)内部の浮遊物及び沈殿物の状況を点検する。</p> <p>2)漏水及び壁面等の損傷、亀裂、発錆等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微な場合は補修する。</p> <p>3)マンホールの密閉状態の良否を点検する。密閉不良の場合は補修又はパッキンを交換する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漏水又は劣化がある場合は修理する。</li> </ul>
2. 水面制御及び警報装置(フロートスイッチ,レベルスイッチ,電極棒)	<p>1)損傷及び腐食の有無を点検する。</p> <p>2)作動の良否を点検する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>損傷又は腐食が著しい場合は交換する。</li> <li>作動不良の場合は修理又は交換する。</li> </ul>
3. 配管	<p>1)水漏れ及び詰まりの有無を点検する。詰まりがある場合は清掃する。</p> <p>2)発錆、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微な場合は補修する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水漏れがある場合は修理又は交換する。</li> <li>劣化が著しい場合は交換又は修理する。</li> </ul>

表 1.2.1 汚水槽，雑排水槽

点検項目	業 務 要 領	備 考
	3)防虫網の目詰まり及び発錆，腐食，損傷等の劣化の有無を点検する。目詰まりがある場合は清掃する。	

1.2.3

清 掃

(1)一 般 事 項

- (1) 清掃は，排水の質，量及び水槽の容量等に応じ，6ヶ月以内ごとに1回以上行う。
- (2) 蚊，蠅等の発生の防止に努め清潔を保持する。
- (3) 除去物質の飛散防止，悪臭発散の防止，消毒等に配慮するとともに，作業中の事故防止に留意する。
- (4) 清掃に用いる照明器具は防爆形で，作業に十分な照度が確保できるものとする。
- (5) 水槽内に立ち入るときは，火気に注意するとともに，換気を十分に行い，安全を確保する。又，換気は作業が完全に終了するまで継続して行う。
- (6) 清掃に薬品を用いる場合には，終末処理場又はし尿浄化槽の機能を阻害することのないよう留意する。

(2)清 掃 作 業

- (1) 水槽内の汚水及び残留物質を確実に槽外に排除する。
- (2) 流入管に付着した物質並びに排水管及び通気管の内部の異物を除去し，必要に応じ，消毒等を行う。

(3)汚 泥 等 の 処 理

- (1) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」，「下水道法」等の規定に基づき適切に処理する。

(4)水 張 り

- (1) 清掃終了後，水張りを行い，水位の低下の有無を調べ，漏水のないことを確認する。

## 6 編 水質管理・井戸

# 1 章 水質管理・井戸

## 1 節 水質管理

### 1.1.1

#### 一般事項

- (1) 「水道法」並びに「同法施行令」、「同法施行規則」及び「水質基準に関する省令」並びに「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」並びに「同法施行令」及び「同法施行規則」に定めるところによる。
- (2) 地方自治体が定める条例等がある場合は、その定めるところによる。
- (3) 本項は、水道法第3条9項に規定する給水装置以外に給水に関する設備を設けて飲料水を供給する場合に適用する。
- (4) 給水する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる。

### 1.1.2

#### 残留塩素の検査

- (1) 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を測定し、当該含有率が水道法施行規則第16条第3号に適合することを確認する。
- (2) 検査の周期は7日以内ごとに1回とする。
- (3) 残留塩素の測定は、~~オルト・トリスジン法若しくは~~DPD法又はこれらと同等以上の精度を有する方法により行う。

### 1.1.3

#### 水道水の 水質検査

- (1) 水質基準に関する省令に定める表に掲げる事項について同令別表に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法で同令別表に掲げる基準に適合することを確認する。
- (2) 水質検査は建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第1項3号に定めるところにより行う。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めた場合又は給水にかかる設備について修繕を行った場合はその都度臨時に必要な項目についての水質検査を行う。
- (4) 採水箇所は水栓及び水槽とする。

### 1.1.4

#### 検査記録

- (1) 水質検査及び残留塩素の測定に関しては、採水の日時及び場所、検査又は測定の日時、検査又は測定の結果、実施者及び方法等を記録する。

### 1.1.5

#### 飲用井戸の 水質検査

- (1) 飲用井戸及び一部を井戸水に依存している場合は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第1項4号に定めるところにより行う。



# 1 章 室内環境

## 1 節 室内環境測定

- |                        |   |
|------------------------|---|
| 1.1.1<br>適用            | (1) 中央管理方式の空気調和設備及び機械換気設備を設けている居室に適用する。   |
| 1.1.2<br>空気環境測定を行う者の資格 | (1) 測定を行う者は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第26条第2項」に定める空気環境測定実施者とする。                                    |
| 1.1.3<br>測定結果の報告       | (1) 測定結果は速やかに監督職員に報告する。測定の結果管理基準値に適合しない場合には、その原因を推定し監督職員に報告する。                                    |
| 1.1.4<br>測定周期          | (1) 測定周期は特記なき限り2月に1回とする。  |
| 1.1.5<br>測定位置等         | (1) 当該建築物の通常の使用期間中に、室内については各階毎に居室の適切な位置の床上75cm以上120cm以下の高さで測定し、外気については外気取入口付近及び1階出入口付近で測定するものとする。 |
| 1.1.6<br>測定点数          | (1) 測定点数は特記による。特記がなければ表1.1.1により算出する。少数点以下は切り上げる。  |

表 1.1.1 測定点数

当該建築物の延べ床面積	測定を要する延べ床面積(注)に対し1測定点当たりの床面積	外気の測定点数
3,000m <sup>2</sup> 未満	300m <sup>2</sup>	2点
3,000m <sup>2</sup> 以上 5,000m <sup>2</sup> 未満	400m <sup>2</sup>	2点
5,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満	500m <sup>2</sup>	2点
10,000m <sup>2</sup> 以上 20,000m <sup>2</sup> 未満	800m <sup>2</sup>	2点
20,000m <sup>2</sup> 以上 30,000m <sup>2</sup> 未満	1,000m <sup>2</sup>	2点
30,000m <sup>2</sup> 以上100,000m <sup>2</sup> 未満	2,000m <sup>2</sup>	2点

(注)測定を要する延べ床面積とは中央管理方式の空気調和設備及び機械換気設備を設けている居室の延べ床面積をいう。

1.1.7

測定項目  
及び機器

- (1) 室内の場合の測定項目及び機器は表 1.1.2による。ただし、中央管理方式の機械換気設備を設けている場合には温度及び相対湿度の測定については特記のない限り行わない。
- (2) 外気の場合の測定項目及び機器は表 1.1.2による。ただし、気流の測定は行わない。
- (3) 室内の環境測定において床上10cmの高さでの温度測定の必要がある場合には特記による。

表 1.1.2 室内環境測定

点検項目	業 務 内 容	管 理 基 準 値
1. 浮遊粉塵の量	1) グラスファイバーろ紙 (0.3 $\mu$ のステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る) を装着して相対沈降径がおおむね10 $\mu$ 以下の浮遊粉塵を重量法により測定する機器又は厚生大臣の指定した者により当該機器を標準として較正された機器	・ 空気1 $m^3$ につき0.15mg以下
2. 一酸化炭素の含有率	1) 検知管方式による一酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	・ (注)100万分の10(厚生省令で定める特別の事情がある建築物にあっては厚生省令で定める数値) 以下
3. 炭酸ガスの含有率	1) 検知管方式による炭酸ガス検知器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	・ 100万分の1,000以下
4. 温 度	1) 0.5度目盛の温度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	・ 17度以上28度以下 ・ 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと
5. 相 対 湿 度	1) 0.5度目盛りの乾湿球湿度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	・ 40%以上70%以下
6. 気 流	1) 0.2m/s以上の気流を測定することができる風速計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	・ 0.5m/s以下

(注) 厚生省令で定める特別の事情がある建築物は、大気中における一酸化炭素の含有率がおおむね100万分の10を越えるため、居室における一酸化炭素の含有率がおおむね100万分の10以下になるように空気を浄化して供給することが困難である建築物とし、厚生省令で定める数値は100万分の20とする。

※ 表中1, 2, 3に掲げる管理基準値について比較すべき数値は、1日の使用時間中の平均値とする。この場合の平均値は、始業後、終業前及びその中間時の3時点において測定し、その平均値をもって当該平均値として差し支えない。

※ 表中4, 5, 6に掲げる管理基準値について比較すべき数値は、居室の使用時間中常時の値とする。